

第2章 障害のある人に対する差別の禁止

(第9条 第19条)

第9条 (差別の禁止)

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

【解説等】

この条は、差別の禁止について定めたものです。

障害を理由としたあらゆる差別を禁止(第9条)するとともに、10の分野(第10条～第19条)における差別の禁止を特に明記することにより、その実効性を高めようとするものです。

《差別禁止の10分野》

- ・福祉サービス (第10条)
- ・医療 (第11条)
- ・商品及びサービス (第12条)
- ・労働及び雇用 (第13条)
- ・教育 (第14条)
- ・建築物の利用 (第15条)
- ・交通機関の利用 (第16条)
- ・不動産取引 (第17条)
- ・情報の提供 (第18条)
- ・意思表示の受領 (第19条)

本県の障害福祉課が取りまとめた「障害者差別にあたると思われる事例集」(10頁: 0-2参照)では、事例を10分野(福祉、医療、教育、労働、住宅、建築物・交通等、サービス提供、情報、政治・行政・司法及びその他)に分類しており、この分類を踏まえて、この条例では、福祉、医療、サービス提供、労働、教育、建築物、交通、不動産、情報提供及び意思表示の受領(第10条～第19条)を規定することとしています。

なお、政治参加及び司法手続は法律の規定に基づくものであり、地方自治体で定める条例において独自に対応を採ることができないことから、分野と

しての規定は設けていません。

この条は、何人も「差別をしてはならない」ということを包括的に禁止していますが、そのためには、具体的に何が差別に当たるのかという共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となります。

そこで、第10条から第19条までの規定（福祉サービス、医療、労働、教育等）において、個別の分野における差別行為の禁止を定めています。

障害者差別解消法では、この条例のように個別の分野ごとに規定を設けておらず、主務大臣が別途分野別の対応指針を定めることとなっています（9-1）。

9-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

社会的障壁によって不利な立場に置かれている障害のある人に対して特別な措置を採ることによって、実質的な機会均等を実現しようとする「積極的差別是正措置」については、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の種別による取扱いに差があっても、差別とはなりません。

例えば、各種利用料の割引について、その適用対象が身体障害者と知的障害者となっており、精神障害者には適用しないとされている場合がありますが、これは、精神障害者にとって不利益となるものではないため、精神障害者に対する差別とはなりません。

この条例では、差別行為に対する罰則については規定していません。

禁止事項に対する罰則規定が設けられている法令は数多くありますが、この条例は障害の有無にかかわらず、共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）の実現を目指すものであるため、差別した者に対して罰則を課すことによって目的を実現していくという考え方は相応しいものではありません。

一方、広域専門相談員等には相談内容等に係る守秘義務を課すとともに、その違反に対しては罰則を課すこととしています。これは、差別を受けた者が安心して相談等を行うことができるようにするためです。

なお、条例の実効性を確保するため、勧告・公表の規定を設けています。

この条例では、障害のある人に対する差別に関するトラブルが発生した場合には、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしていますので、当事者間で解決が困難であるときは、地域相談員や広域専門相談員、障害のある人の相談に関する調整委員会が、公平中立な立場から当事者らとともに、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなります。

勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案について、障害のある人の相談に関する調整委員会から知事に対する求めがあり、知事が助言案又はあっせん案の内容を妥当と判断した上で、正当な理由がなく受諾をしない被申立者に対して行われるものであり、また、公表は、勧告を行ってもなお解決に至らない事案について行うこととなります。

助言又はあっせんの申立てがなされれば直ちに勧告や公表に至るという性質のものではありません。

この条に関連し、障害のある人の家族その他の関係者に対する差別は、この条例が直接禁止するところの差別には該当しませんが、許されるものでないため、改める必要があります。

障害者差別解消法では、「差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止されています（9-2）。

ただし、この法律では、行政機関等に対する規定と事業者に対する規定がそれぞれ別に設けられており、差別的取扱いの禁止については、どちらも義務規定となっていますが、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等が義務となっているのに対して、事業者は努力義務となっています。

この条例では、「差別は良くない。」「障害のある人に対しては理解を持

って接すべきである。」という意識を十分に高め、障害を理由とする差別の解消につなげるため、不均等待遇と合理的配慮の不提供をどちらも禁止し、それを義務としています。

なお、障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供が努力義務とされていますが、事業者に対して、主務大臣は、事業分野別の対応指針に定める事項についての報告を求め（第12条）、虚偽報告等を行った者には過料を科すこととされており（第26条）、また、助言、指導又は勧告ができると定められています（第12条）。

この条例には、助言又はあっせんの手続において、障害者差別解消法にはない公表の規定（第36条）がありますが、これは、障害のある人の相談に関する調整委員会の求めによる知事の勧告を経た上で、特に悪質と思われる事案に対してなされるものです。

9-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。